

監 査 公 表 第 7 号

平成29年3月16日

周南市監査委員 山 下 敏 彦

周南市監査委員 田 中 和 末

財政援助団体等監査結果の報告に係る本市関係の措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査（公益財団法人周南市医療公社）を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により、市長から本市関係について当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象（本市主管課関係）

福祉医療部地域医療課病院管理室

2 監査の範囲（本市主管課関係）

公益財団法人周南市医療公社に関する出資に係る財産台帳の管理状況及び当該財団に対する平成27年度指定管理料の予算執行

3 監査の実施期間

平成28年12月21日から平成29年2月27日まで

4 監査の結果に基づき措置を講じた内容

地域医療部病院管理室

(1) 出資団体事務

ア 出資団体から市への提出手続きが不適切だった事業の計画及び決算に関する書類について、今後は適切に提出されるよう出資団体への指導を徹底します。

(2) 指定管理事務

ア 指定管理者から市への提出手続きが不適切だった公の施設の指定管理に関する事業報告書について、今後は適切に提出されるよう指定管理者への指導を徹底します。